

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の変更に係る事務取扱要領

平成27年4月1日

幼児保育課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則（平成27年規則第10号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定による利用者負担額の変更のうち、子ども・子育て支援法施行令第24条の規定に基づく事務に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び規則において使用する用語の例による。

(利用者負担額の変更)

第3条 市長は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を当該各号に定める額に変更することができる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、火災・風水害等の災害により、居住している住宅に2分の1以上の損害を受けたとき
規則別表における階層区分（以下「階層区分」という。）1に定める負担額
- (2) 規則別表階層区分3に該当し、家庭での保育が困難である場合であって、教育・保育給付認定保護者及び利用者負担額の算定にあたり教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属するとみなされる者（以下「負担額算定対象者」という。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる市町村民税の均等割が課される者のいずれもが失業、休業又は廃業し、利用者負担額の変更の申請の日以後1年間の当該世帯の総所得金額のうち、譲渡所得及び一時所得に係る金額以外の金額（以下「普通所得の金額」という。）の見込額が、当該均等割の課税の基礎となった年の普通所得の金額と比較して、2分の1以下であると認められるとき
階層区分2に定める利用者負担額
- (3) 家庭での保育が困難である場合であって、教育・保育給付認定保護者の属する世帯

の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が失業、休業又は廃業し、利用者負担額の変更の申請の日以後1年間の当該生計維持者の普通所得の金額の見込額が、利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年の当該生計維持者の普通所得の金額と比較して2分の1以下であると認められるとき別表の規定を適用した場合に該当する階層区分に定める利用者負担額。この場合において、規則別表備考8の項、10の項及び11の項の規定は適用しない。

- 2 前項の規定により利用者負担額を変更する場合において、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が複数の事由に該当するときは、変更後の利用者負担額が最も低くなる規定を適用するものとする。

（利用者負担額の変更の申請）

第4条 利用者負担額の変更を受けようとする者は、利用者負担額変更申請書（様式第1号）に、当該申請の理由を証する書類を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、当該申請者に対し、その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 前項の書類が申請日の属する年度の3月末日までに提出されなかった場合は、利用者負担額の変更を受ける意思がないものとみなす。ただし、本項に定める期日までに提出できないと認められる相当の理由がある場合は、この限りではない。

（利用者負担額の変更の適用期間）

第5条 第3条の規定による利用者負担額の変更は、次の各号に規定する利用者負担額の変更に応じ、当該各号に掲げる期間を限度として、申請があった年度内において適用する。

- (1) 第3条第1項第1号による利用者負担額の変更 事由発生月を含み、以後の最長12ヶ月間
 - (2) 第3条第1項第2号及び第3号による利用者負担額の変更 事由発生月又は申請月のいずれか遅い方の月から、以後最初に到来する8月若しくは3月又は教育・保育給付認定期間満了月までの期間のいずれか短い方の期間（8月又は3月から利用者負担額が変更される場合は、当該8月又は3月に限る。）
- 2 第3条第1項第1号による利用者負担額の変更は、申請月が4月であり、変更事由の発生が申請月の属する年度の前年度である場合、前項の規定による適用期間に限り前年度分の負担額を変更することができる。

(きょうだいの施設利用による利用者負担額の変更)

第6条 利用者負担額を変更する場合における規則別表備考9の項の規定の適用は、利用者負担額の変更を行った後に適用する。

(利用者負担額の変更の通知)

第7条 市長は、利用者負担額の変更の決定をするときは、利用者負担額変更決定通知書(様式第2号)により、却下するときは、利用者負担額変更却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

2 利用者負担額の変更を受けた者は、当該変更に係る事由が消滅し、又は変更があった場合は、直ちに利用者負担額変更事由消滅等届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用者負担額の変更の取消し)

第8条 市長は、利用者負担額の変更を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その変更を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の手段により、不正に利用者負担額の変更が適用されていることが判明した場合

(2) 利用者負担額の変更に係る事由が消滅したことが判明した場合

2 市長は、利用者負担額の変更の決定を取り消す場合は、利用者負担額変更取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により利用者負担額の変更を取り消された者は、取り消された期間に係る所定の利用者負担額を納付しなければならない。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

旧要綱の廃止

保育料の減免に関する事務処理要綱は廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

変更事由	適用要件	変更方法
家庭での保育が困難である場合であって、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者（生計維持者）が失業、休業又は廃業し、利用者負担額の変更の申請の日以後1年間の当該生計維持者の普通所得の金額の見込額が、利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年の当該生計維持者の普通所得の金額と比較して2分の1以下であると認められるとき	生計維持者の利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が、100万円以下の場合	生計維持者の市町村民税の所得割額から当該所得割額の10分の5に相当する額を減じて算出した市町村民税額及び生計維持者を除く負担額算定対象者の市町村民税額の合計額に応じた階層区分に定める利用者負担額に再認定する
	生計維持者の利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が、100万円を超え200万円以下の場合	生計維持者の市町村民税の所得割額から当該所得割額の10分の4に相当する額を減じて算出した市町村民税額及び生計維持者を除く負担額算定対象者の市町村民税額の合計額に応じた階層区分に定める利用者負担額に再認定する
	生計維持者の利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が、200万円を超え300万円以下の場合	生計維持者の市町村民税の所得割額から当該所得割額の10分の3に相当する額を減じて算出した市町村民税額及び生計維持者を除く負担額算定対象者の市町村民税額の合計額に応じた階層区分に定める利用者負担額に再認定する
	生計維持者の利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が、300万円を超え400万円以下の場合	生計維持者の市町村民税の所得割額から当該所得割額の10分の2に相当する額を減じて算出した市町村民税額及び生計維持者を除く負担額算定対象者の市町村民税額の合計額に応じた階層区分に定める利用者負担額に再認定する
	生計維持者の利用者負担額の算定の根拠となった市町村民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が、400万円を超え500万円以下の場合	生計維持者の市町村民税の所得割額から当該所得割額の10分の1に相当する額を減じて算出した市町村民税額及び生計維持者を除く負担額算定対象者の市町村民税額の合計額に応じた階層区分に定める利用者負担額に再認定する